

第6回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：令和4年3月23日（水）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第1・2会議室

出席者

[メンバー] 田中 美乃里、歌代 光雄、熊岡 寛展、牛嶋 美代子、
福井 八洲雄（山口 正志代理）、安重 宣子、飯野 幸、
和田 修芳、菊池 千春、岡田 和夫、岩佐 正朗、深澤 忠房、
（順不同、敬称略）

[オブザーバー] 横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、逗子警察署地域課、
鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀土木事務所許認可指導課、
公益財団法人かながわ海岸美化財団

[事務局] 逗子市市民協働部経済観光課
課長 黒羽 秀昌、専任主査 楠元 仁、主事 宮上 敦久、主事 小田 美希

欠席者

[メンバー] 菊井 健一、黒田 尚弘、中尾 裕一、若菜 克己、小林 太樹、
徳本 恒徳、菊池 俊一、松田 政治

会議公開の可否

可

傍聴者

3名

会議次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 今年の夏の海水浴場開設へ向けた検討・協議
 - (2) その他
3. その他

配布資料

- 資料1. 逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール案
- 資料2. 2022年度（令和4年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
- 資料3. 2022年度（令和4年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール 新旧対照表
- 資料4. 令和4年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール（案）
- 資料5. 令和4年度逗子海水浴場における新型コロナウイルス感染症の感染防止に関するルール新旧対照表
- 資料6. ルール改正部分の説明資料
- 資料7. 海水浴場ルールに関するガイドライン新旧対照表（案）
- 資料8. まん延防止等重点措置・緊急事態宣言に係る神奈川県実施方針変遷
- 資料9. マスク飲食実施店認証条件（詳細）
- 資料10. 逗子海水浴場開設と運用に関する要望

1 開会

- ・事務局より、検討会は傍聴できることについて説明を行った。
- ・事務局より、資料確認を行った。
- ・本日の会議の趣旨説明を行った。
 - 令和4年度は昨年と同様に施設管理者として、外国人通訳アドバイザーの配置や退場勧告等の安全対策を実施して開設したいと考えている。
 - 逗子海水浴場の運営に関する検討会の所掌事項①ルールに関すること、②安全で快適なファミリービーチとしての逗子海水浴場の振興に関すること、③安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例及び施行規則に関するもののうち、本日は特にルールについて議論していただきたい。
 - 開設期間の現状案から逆算して5月上旬には開設期間を決定したいため、今回は検討会報告や昨年の議論を踏まえて作成したルール案について検討いただき、4月下旬頃に検討会意見を踏まえた感染症対策や状況に応じた対応の案を議論してもらいたい。

2 議題

(1) 今年の夏の海水浴場開設へ向けた検討・協議

- ・事務局から資料1「逗子海水浴場の運営に関する検討会スケジュール案」について説明を行った。
 - スケジュール案について来年度開設に向けた初回スケジュールを確認する。資料1のとおり、来年度も昨年と概ね同様に各種対策を実施しながら開設する予定であり、海水浴場運営に関するルールについて検討会で議論していただきたい。
 - 7月1日から9月4日を開設期間と設定している。そこから逆算したスケジュールが資料1のとおりであり、本日3月23日は主にルール案の検討を行っていただき、4月下旬にルールの最終案とあわせて運営対策案をお示しし、検討いただきたい。
 - 建築期間は約1カ月間であり、それまでに事業者に向けて今年のルール等を説明する連絡会を開催する。そのため5月上旬には開設期間とルールを決定したい。
 - ここ数年、4月の検討会は書面でルール案の確認をいただくのみであったが、2月に市長に報告いただいた報告書において、検討議論の場を丁寧に運営するよう要望があったことも踏まえ、4月に検討会を設定させていただいた。
 - 開設期間中は合同パトロールを2回実施し、10月中頃に海水浴場報告書の説明をさせていただき、11月から12月に次年度に向けた課題の整理を行っていただく。翌年1月には市長へ報告書の提出をいただくというスケジュールを想定している。
 - 感染症のまん延状況や社会動向によってはこの段取りも変更になることがある。
- ・スケジュール案について、特段意見はなかった。
- ・事務局から「2022年度（令和4年度）逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）」について説明を行った。
 - 変更点は3 海岸占用・海水浴場開設期間等であり、令和4年度は7月1日～9月4日の66日間としている。それにあわせて建築及び解体期間を含めた占用期間を記載している。

- 令和3年度のルールにおいて初めて開設を6月末から7月頭にずらした経緯があり、これは、ここ数年の6月下旬の天候不順や9月初旬の人出の多さから安全対策等を鑑み、9月初旬を含めるように設定したほうが良いという判断によるものであった。
 - 令和3年度はまん延防止等重点措置により7月初旬の開設とはならなかったが、前年を踏襲した案として今年も期間を設定した。
 - 7月1日の開設となるため、鎌倉市、藤沢市、葉山町、三浦市と同日の開設になる可能性がある。感染症の状況が不透明な中では、来場者が分散するという点では好都合と考えているが、それらも踏まえて検討をいただきたい。
 - 但し書き部分後半に神奈川県の出場要請があった場合には速やかに出場する旨を追記している。これは、神奈川県から示された資料7「海水浴場ルールに関するガイドライン新旧対照表(案)」を受けて追記したものである。
 - 出場がどういった状態を指すかについては、県としてもその時の感染症のまん延状況や国の要請内容によるため、今の時点で一律にこういった状態とは示せないと言われており、市としても現時点では示せないと考えている。
 - 4 逗子海水浴場事業者・利用者ルール遵守についての項目に県のガイドライン案を受けて要請内容の遵守を追加した。
 - 5 ページ 3 海水浴客の安全・事故防止についての⑥で出場中の犬等の持ち込みを認める旨の変更をしている。これは、昨年犬の持ち込みを要望する署名の提出を受けて検討していただいた中で、天候等によってルールを変更することは難しいが、出場中はやむを得ないのではという意見もあったため反映した。
 - 海の家閉店時間については、昨年の議論において延長を望む声や平日の市民の多い日から延長してみてもどうかという意見もある一方で、コロナ禍で判断が難しいという意見もあり、2月～3月の状況を見て事務局案としては変更なしの案をお示ししている。
- ・ 新宿自治会から資料10「逗子海水浴場開設と運用に関する要望」について説明を行った。
 - 昨年鎌倉市が町内会や自治会の意見を踏まえて海水浴場の不設置を決定した動きを受けて、理事会の中だけでなく会員全体の意見を集約して意見を述べるべきと判断し、急遽アンケートを実施した。来年度の海水浴場に向けての意見を検討会の中で述べるのであれば、改めて会員の意見を集めたほうが良いと判断して今年の海水浴場に関するアンケートを実施した結果をまとめたもの。今年は自治会だけでなく、海水浴場に隣接したマンションの意見も聞くために協力いただいた。
 - アンケートを実施するにあたって、市から提供のあった海水浴場開設有無による違いの資料を添付した。
 - アンケート結果として、開設判断については昨年同様条件付きでお願いしたい。ただし、安心安全の対策はしてもらいたい。令和2年度は対策に問題意識があったが、令和3年度の対策は評価されている。そのうえで感染状況が良くても開設しないほうが良いという回答が24.8%あったという事実は受け止めていただきたい。海水浴場が開設されて良かった人と嫌だった人が同じくらいいた。
 - 海の家営業時間は20時閉店を強く求める。感染状況が良くても早く閉めてもらいたいという声も見過ごすことが出来ないということも皆さんに伝えたい。酒類の提供も昨

年同様の対応を求める意見が多数だが、同じくらい感染状況が良くてもまん延防止のためには酒類の提供はやめたほうが良いという意見もあることを重く受け止めていただきたい。

- 海の家運営について、違反事業者への罰則の厳正適用を求める。昨年の海の家感染対策の実態を会員が見ており、問題視する声が多かったことが意見に表れていると考えている。
- 2階以上の設営禁止については、マンション住民からの声が強く、自治会としても驚いた。134号線沿いのマンションの住民からすると、2階に人がいると目線の高さがマンション住民と同じになってしまい、プライバシーの問題を看過できないというのが自治会の判断で問題提起したい。
- 衛生環境確保については、海岸組合のパトロールを評価する声が多い一方で、いまだに治安について不安を訴える声が上がっており、さらに対策をしてもらいたい。衛生に関しては自治会として要望することは初めてであり、生ごみ対策も今一度考えてほしい。
- アルバイト帰りの若い女性が家の前まで外国人に追いかけられたという意見も重く受け止めてほしい。
- 海を家の許可の透明性の確保については、市に権限の無い営業許可や禁煙の問題などに対して、市が主体的に規則を定めることができるようにできないかと考えている。
- 海の家なしでの海岸開設については、海の家が設置されないと防犯面や制度として海水浴場を運営できないという声に対して、市独自で運営ができるように検討してもらいたいという内容となっている。
- 自由意見は住民の生の声として載せており、みなさんにもご覧いただき、市長にも届けてお答えをいただきたい。

・事務局及び新宿自治会からの説明に対して、次のとおり意見があった。

- このアンケートは新宿自治会から市長へ検討会とは関係なく出すものなのか。それとも検討会に出すものなのか。
⇒昨年もアンケート結果は市長へ提出した。それに対する回答の中で検討会の中で自治会として意見を述べるにあたっては、委員個人や理事会の意見ではなく、会としての意見を集約する必要があるとの指摘があった。
- 市民メンバーは個人の意見であるのに対して、団体の代表はある程度意見を集約して話していると認識している。検討会を介さずに市へ直接要望するのか聞きたい。
⇒昨年は開設について発言する場がなかった。今年は検討会で自治会の意見として述べるためにアンケートを実施し、同じ内容を市長にも投げかけていく。
- 集計等のご苦労も多い中意見をまとめていただけることは有難い。市としても一つの意見として受け取る。検討会でも意見が述べられて、それを踏まえた議論をしていただき、最終的な判断をしていく。今の報告は市に要望したという報告ではなく、自治会の意見を検討会で発言いただいている状況だと認識している。
- ルール案には、県から休場要請がなくとも市の判断で休場できるということが含まれていると思うが、逆に市が継続できると判断しても県から休場要請があった場合には休場するのか。

⇒緊急事態宣言等にかかわらず、逗子市だけが状況が悪化することも想定して但し書きを書いている。県の要請は海水浴場だけでなく、県全体のまん延の状況を総合的に見て要請されると考えているため、その際に逗子市だけ継続できそうだという状況は想定していないが、県の要請があれば休場になる。

-数年前までは市と地元のミーティングが新宿会館で何回か開かれており、様々な意見に市長が来て答えていた。そこで同意が得られたとして開設となったと記憶している。昨年は地元で相談なく休場したために自治会の方から不満が残ったのではないかと。そういった手順についてルールに反映されていない。手間を惜しむとアンケート結果のようなものが出てくるため、開設まで時間がある中一つずつ解決していくべきだと思う。個人的には開設は大賛成だが、コミュニケーションをもう少し取っていったほうがいいと思う。

⇒検討会報告書でも開設に至るまでの意思決定の手順やプロセスが足りなかったとまとめられたと認識している。一方で市民の代表でもなく責任負えないといった意見や予め状況を想定しておき、最終的な判断は市が行うといった意見もあった。目まぐるしく変化状況の中を全て想定することは難しく、総合的に市が判断するという前提は変わらない中で、ルール案をお示ししている。会議運営は工夫してできる限り意見をいただけるように4月に会議を増やす予定としている。

-地域住民をまとめるのが自治会等ではないのか。

⇒地区の代表者にはまとめていただいている。海岸の近隣特有の事情をお持ちであるため、検討会に参加いただいている。それらの意見を踏まえて市長が総合的に判断する。

-市民の声を代弁する方向性を見つけて市長に提言して判断いただく組織が検討会である。決定権もなく市民がどう思っているかをある程度まとめて、市に申し出をしていくことを理解しないととても難しい立場になってしまう。防犯に関しては海水浴場の有無にかかわらず、お手伝いするための準備をしている。新宿自治会のアンケートで残念なのは回答率が50%程度であり、80%以上の回答があれば自治会として良い悪いがはっきりわかるが結果は半分半分になってしまっている。できれば賛成か反対かをはっきり分類してデータを出してほしい。みなさんの自由意見は非常に参考になると思う。検討会のみなさんに精査してもらったほうがいいと思う。

-自由意見は全部見せてほしい。要望書は項目によってアンケート結果と要望が混在している。2階以上の海の家設営禁止という項目以降は自由意見のごく一部の意見を要望として抽出して出していないか。

⇒1～4は要望であり、それ以降は今まで見えていなかったことについて新たな問題提起として出していこうという判断をしている。

-アンケート結果では地元の人々の海を家の利用が少なく、驚いた。地元住民の利用者をもっと増やしていきたいため、この項目については継続してアンケートしてもらいたい。

-新宿3丁目は内陸であり、海に来る人少ないのではないかと。

-税金が投入されているため、市民が利用していない海の家に批判は出ると思う。

-アンケートのまとめ作業は大変だったと思う。近所の人に海に行くか聞くと意見がはっきりと分かれる。新しく分譲で移り住んできた人は海目的で子どもも含めて利用しているが、昔から住んでいる人は夏こそ海は避けたいようだ。海が目的で住んでいない人も

行ける海岸になってほしい。子どもがお金を使わなくても遊べる海岸になれば将来も使ってくれると思う。アンケートは自分が選びたいところだけ選ぶ人が多いと思うため読み方が難しい。要望項目1～3は検討会が目指してきたものだと思う。営業時間はこれから話題になるところで一つの意見であり、2階建て等はここで議論することではないのではないか。

- 昔から住んでいる人も子どももお金を使ってでも楽しいなと思ってもらいたい。
- 昔は遊技場があったが、今は飲むことしか楽しみがない。
- 海の家は市外の人を相手にしてきている。それを変えないといけないと思う。そのためにも平日の営業時間を試行的に22時まで延ばしてほしい。
- 検討会に参加するようになった当初、西浜は荒れており、何とかしようと思って参加した。その頃は何を言っても信用してもらえず、殺傷事件をきっかけに18時閉店になって、どうしたら営業時間を戻してもらえるか聞いたところ、5年は我慢してうまく回るようになったら考えてみてはと言われた。すでに5年は経っており、少しずつ閉店時間を戻していきたい。22時まで営業したい事業者もいるが、組合としてまずは21時を主張したい。
- 7月は日が長いがお盆を過ぎて9月になると20時になると誰もいなくなる。個人的には日の長い時は20時30分までで9月の閉場間際には19時30分とし、トータルすると20時くらい閉店となるようにしてはどうかと思う。また、水着になって泳ぐのは17時までにしてもらいたい。それ以降はライフセーバーがおらず、溺れたら誰が助けるのか。17時過ぎたら服を着てレストランで食事をとってもらおうという海の使い方にした
- 泳ぐことは自由である。
- アンケートの自由意見に毎年30万人近く来る海水浴客を早い時間に海からまちに出させようという提案もあり、こういう考え方もあるのではないかと思う。銀座通りや池田通りでイベントをやってもらうのもいいと思う。もう一つはファミリービーチらしいものをできないかというもので、砂の芸術とかマリンスポーツを西浜で子どもを対象にできないか。
- ニーズはあってすぐいっぱいになる。みんなの力をあわせればできると思うが対象者を誰にするかを決めるのが大変。
- 市長に検討会の報告をした際にも海水浴客を街中に引き込むという話があがった。商工会や商店街連合会の立場の人にもっと検討会に参加していただき、逗子全体がにぎやかになる取り組みを進められないかと話していた。検討会で一つの方向性として出してもいいと思う。

3 その他

- ・事務局より、今後のスケジュール等について説明を行った。
 - 本日説明できなかったが、感染防止ルールは県のガイドライン案にあわせた文言の修正程度であり、資料8に昨年の感染状況に応じた要請内容をまとめたため、次回はこの辺りも踏まえてルール案の決定と感染状況に応じた対応案を議論いただきたい。

以上